

日本認知症予防学会 認知症予防ナース規則

第1章 総則

第1条 現在、認知症は予防が可能という一致した見解が得られてきており、認知症予備群（軽度認知障害）の人を早く見つけ、さらに2次予防、3次予防へ繋げようという取り組みが全国的に行われている。これを看護師の立場で認知症予防に関する十分な知識と認知症予防に関するスキルを持つことは、日本の認知症予防を行う上で大いに期待され、有益なことである。そのため日本認知症予防学会（以下、「本学会」という）では、認知症予防ナース講座を開講し、認知症予防ナースを認定する。

第2章 認知症予防ナース制度委員会

第2条 認知症予防ナースを認定するため、認知症予防ナース制度委員会（以下「制度委員会」という）を設ける。

第3条 制度委員会は、認知症予防ナース認定の円滑な実施及び改善のための検討等を行い、必要事項について定めることができる。

第3章 認知症予防ナースの認定

第4条 認知症予防ナースの認定を申請する者は、次の各号の全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 日本国の看護師の資格（准看護師を含む）を有すること。
- (2) 本学会の指定する単位数を有すること。なお、単位数等については細則に定める。
- (3) 本学会の会員であること。

第5条 認定審査を希望する者は、次の各号に定める申請書類を審査料とともに本学会に提出しなければならない。

- (1) 認知症予防ナース認定申請書
- (2) 履歴書

第6条 審査は、制度委員会において書類審査を実施する。

第7条 制度委員会は、審査結果を理事会に報告するとともに、認知症予防ナースの認定を行う。

第8条 制度委員会が認知症予防ナースとして認定し、認定証の交付を申請した者に対し、本学会は認知症予防ナース認定証等を交付する。

- 2 本学会は、前項の認定証等を交付した者を認知症予防ナース名簿に登録し、氏名を本学会ホームページにて公表する。

第9条 認知症予防ナース認定証の有効期間は、交付の日より5年を超えない3月31日とす

る。

2 第4条の規則によって、その資格を喪失したときはその限りではない。

第10条 認知症予防ナースの認定を受け認定証の交付を受ける者は、定められた期日までに、認知症予防ナース認定申請書に認定料を添えて、本学会に提出しなければならない。

第4章 認知症予防ナースの更新

第11条 本学会の認定を受けた認知症予防ナースは、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

第12条 認知症予防ナース認定更新申請者は、次の各号を全て満たさなければならない。

- (1) 本学会の指定する単位数を有すること。なお、単位数等については細則に定める。
- (2) 本学会の会員である者。

第13条 認知症予防ナース認定更新申請者は、次の各号に定める申請書類を審査料とともに本学会に提出しなければならない。

- (1) 認知症予防ナース認定更新申請書
- (2) 単位証明書

第14条 認定および更新に係る費用は次のとおりとする。なお、既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない。

- (1) 認定審査料 10,000 円
- (2) 認定料 5,000 円
- (3) 更新審査料 10,000 円

第5章 認知症予防ナースの資格喪失

第15条 認知症予防ナースは、次の各号の理由により、制度委員会の議決を経て、認知症予防ナースの資格を喪失する。

- (1) 認知症予防ナースの資格を辞退したとき。
- (2) 認知症予防ナースの認定更新をしなかったとき。
- (3) 規則第12条に定める認定更新要件を満たさないと制度委員会が判断したとき。

第16条 認知症予防ナースとしてふさわしくない行為があったときは、制度委員会の審議を経て、理事長が認知症予防ナースの認定を取り消すことがある。ただし、制度委員会は弁明する機会を与えなければならない。

第6章 認知症予防ナース指導者の認定

第17条 認知症予防ナースの育成に努める指導者に対して、認知症予防ナース 指導者として認定する。

第18条 認知症予防ナース指導者の認定を申請する者は、次の各号のいずれかの要件を満たさなければならない。

- (1) 認知症予防ナースとして認定され3年以上経過した者。
- (2) 本会の理事もしくは代議員として3年以上経過した者。

第19条 認定審査を希望する者は、次の各号に定める申請書類を審査料とともに本学会に提出しなければならない。

- (1) 認知症予防ナース指導者申請書
- (2) 履歴書

第20条 審査は、制度委員会において書面審査を実施する。

第21条 制度委員会は、審査結果を理事会に報告するとともに、認知症予防ナース 指導者の認定を行う。

第22条 制度委員会が認知症予防ナース指導者として認定し、認定証の交付を申請 した者に対して、本学会は認知症予防ナース指導者認定証等を交付する。

- 2 本学会は、前項の認定証等を交付した者を認知症予防ナース指導者名簿に 登録し、氏名を本学会ホームページにて公表する。

第23条 認知症予防ナース指導者認定証の有効期間は、交付の日より5年を超えない3月31日とする。

- 2 第18条の規定によって、その資格を喪失したときはその限りではない。

第24条 認知症予防ナース指導者の認定を受け認定証の交付を受ける者は、定められた期日までに、認知症予防ナース指導者認定申請書に認定料を添えて、本学会に提出しなければならない。

第7章 認知症予防ナース指導者の更新

第25条 本学会の認定を受けた認知症予防ナース指導者は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

第26条 認知症予防ナース指導者認定更新申請者は、次の各号に定める申請書類を 審査料とともに本会に提出しなければならない。

- (1) 認知症予防ナース指導者認定更新申請書
- (2) 履歴書

第27条 認定および更新に係る費用は次のとおりとする。なお、既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない。

- (1) 認定審査料 10,000 円
- (2) 認定料 5,000 円
- (3) 更新審査料 10,000 円

第8章 教育関連施設の認定及び取り消し

第28条 本会は、認知症予防ナースの水準を均一化するため、認知症予防ナースの教育にふさわしい条件を備えた教育施設について、認知症予防ナース教育関連施設として認定する。

第29条 認知症予防ナース教育関連施設として申請する施設は、次の各号の全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 認知症予防を実践している施設であること。
- (2) 認知症予防ナース指導者が1名以上配置されていること。

第30条 認定審査を希望する施設は、次の各号に定める申請書類を審査料とともに本学会に提出しなければならない。

- (1) 認知症予防ナース教育関連施設申請書
- (2) 認知症予防ナース指導者および認知症予防ナース名簿

第31条 審査は、制度委員会において書面審査を実施する。

第32条 制度委員会は、審査結果を理事会に報告するとともに、認知症予防ナース教育関連施設の認定を行う。

第33条 制度委員会が認知症予防ナース教育関連施設として認定し、認定証の交付を申請した施設に対して、本学会は認知症予防ナース教育関連施設認定 プレート を交付する。

- 2 本学会は、前項の認知症予防ナース教育関連施設の認定をした施設を認知症予防ナース教育関連施設名簿に登録し、施設名を本学会ホームページにて公表する。

第34条 認知症予防ナース教育関連施設の認定期間は、交付の日より5年を超えない3月31日とする。

- 2 第29条の規定によって、その資格を喪失したときはその限りではない。

第35条 認知症予防ナース教育関連施設の認定を受けた施設は、定められた期日までに、認知症予防ナース教育関連施設認定申請書に認定料を添えて、本学会に提出しなければならない。

第36条 認定および更新に係る費用は次のとおりとする。なお、既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない。

- (1) 認定審査料 5,000 円
- (2) 認定料 20,000 円
- (3) 更新審査料 5,000 円

第9章 規則の変更

第37条 この規則の変更については、制度委員会の議を経て理事会で議決するものとする。

附則

この規則は、令和2年10月4日から施行する

この規則は、令和3年2月21日より改正施行する。

この規則は、令和3年10月31日より改正施行する。

この規則は、令和6年2月18日より改正施行する。

この規則は、令和6年5月12日より改正施行する。

日本認知症予防学会 認知症予防ナース規則細則

- 第1条 日本認知症予防学会認知症予防ナース規則（以下、規則とする。）第4条 および第12条に基づき、細則を定める。
- 第2条 規則第4条3の規定に定める基準は、次の各号に定める所定の単位を付与することによって算定し、その合計が30単位以上でなければならないものとする。ただし、本学会学術集会認知症予防ナース講座10単位を必ず取得すること。
また、第6項で定める単位数は2020年度までに開催したものに限る。
- (1) 日本認知症予防学会学術集会認知症予防ナース講座受講及び小テスト合格 10単位
 - (2) 日本認知症予防学会主催認知症予防ナース講座 5単位
 - (3) 日本認知症予防学会主催学術講演会 5単位
 - (4) 認知症予防ナース教育関連施設において通算3年以上の実務経験 20単位
 - (5) 認知症予防に関係する医療機関、介護施設、地域包括支援センター、企業、NPO法人、認知症看護の教育機関等において通算3年以上の実務経験を有する者 20単位
 - (6) 認知症予防専門士資格保持 20単位
 - (7) 日本認知症予防学会主催 認知症予防専門士講座 5単位
- 第3条 規則第12条1の規定に定める基準は、次の各号に定める所定の単位を付与することによって算定し、その合計が50単位以上でなければならないものとする。ただし、本学会学術集会に更新までの5年間で1回は参加すること。
- (1) 日本認知症予防学会学術集会 10単位
 - (2) 日本認知症予防学会学術集会における研究発表（筆頭） 5単位
 - (3) 日本認知症予防学会学術集会における研究発表（筆頭以外） 1単位
 - (4) 日本認知症予防学会認知症予防ナーススキルアップセミナー 5単位
 - (5) 日本認知症予防学会支部において開催された講習会 3単位
 - (6) 認知症予防ナース制度委員会の事前承認を得て公表された講習会 2単位
 - (7) 認知症予防ナース講座、学術講演会及びスキルアップセミナー講師を担当した者は、認定更新単位を免除する
 - (8) 認知症予防フレンド養成講座の開催責任者 3単位
- 第4条 単位付与のための講習会として申請したい主催者は、研修の詳細を事前に認知症予防ナース制度委員会に申請し、認定を受けなければならない。
- 第5条 認知症予防ナース制度委員会は、主催者より申請された書類によって認定審査する。
- 第6条 認知症予防ナース制度委員会は、審査結果を理事会に報告するとともに、主催者に審査結果を通知する。
- 第7条 認知症予防ナース制度委員会の審査を経て許可された講習会については、日本認知症予防学会ホームページにて公表する。

第8条 許可された講習会終了後1か月以内に、認知症予防ナース制度委員会へ報告書を提出しなければならない。

第9条 事前に申請を受け、認知症予防ナース制度委員会が許可した講習会であっても、事後の報告で条件を満たさなければ認知症予防ナース制度委員会の議を経て理事会が認定を取り消すことがある。

第10条 この細則の変更については、認知症予防ナース制度委員会の議を経て理事会で議決するものとする。

附則

この細則は、令和2年10月4日から施行する。

この規則は、令和3年2月21日より改正施行する。

この規則は、令和3年10月31日より改正施行する。

この規則は、令和6年2月18日より改正施行する。

この規則は、令和6年5月12日より改正施行する。